

岩手地方最低賃金審議会第1回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和4年8月8日 午後1時25分～午後4時20分

主な審議事項 公開・ 非公開 1 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について 2 関係労使参考人からの意見聴取について ア 関係使用者参考人2名 イ 関係労働者参考人3名 3 関係労働者からの意見書について 4 実地視察の概要について 5 金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的考え方について 6 その他 審議要旨 1 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について 部会長に杭田委員、部会長代理に細田委員が全会一致で選出された。 2 関係労使参考人からの意見聴取について 一般公示により申出のあった関係使用者2名、関係労働者3名から、事前に意見書を提出していただいた上で専門部会への出席を求め、意見聴取が行われた。 3 関係労働者からの意見書について 一般公示により提出のあった関係労働者からの意見書について、事務局で読み上げて報告した。 4 実地視察の概要について 令和4年6月20日、岩手地方最低賃金審議会委員が、岩手地方最低賃金審議会の審議に先駆けて、県南地区の飲食店を実地視察した概要と、一関公共職業安定所長から雇用情勢等の説明を受けた内容について事務局より説明した。 5 金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的考え方について <労働者側> 2年間の新型コロナウイルス感染症の影響により日本経済は生産工場を始めとして飲食業・宿泊業・サービス業など多くの企業が打撃を受け、更には、最低賃金近傍で働く全ての労働者にしわ寄せが掛かってきた。 しかし、社会全体でウィズコロナに向けた切り替えが進み、ITなどを活用した新生活様式を確立するなど進化を続けてきたこともあり、近年では新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、経済活動の正常化が進み、政府の各種支援策などにも支えられ経済は回復基調にあることが報じられている。 ここに来て、ロシアがウクライナへの軍事侵攻により原材料の高騰が続き、企業が軒並み数十パーセントの製品の値上げを発表するなど物価の上昇が続き始めている。 まだ、新型コロナウイルス感染症により海外の生産拠点で生産活動が出来ていない状況であり、輸入に頼っていた日本企業は四苦八苦している。国内生産へ舵を切り始めていることから、今後、重要なことは経済社会の活力の源となる人への投資が必要であり、人材確保が叫ばれていることからすれば、重要な要素の一つが最低賃金の引上げに他ならない。 現在の岩手県の年間総労働時間1,796時間と全国と比較して111時間も多くワースト最下位となっている。平均賃金では、前年比より0.32%増となっているものの全国を100とした場合84.47となっており、未だに賃金が安く労働時間が長いといった課題が続いている。 また、近年では最低賃金近傍で働くパート・有期・派遣労働者が増えており、仮に岩手県最低賃金821円で岩手県年間総労働時間1,796時間とすると年間で1,474,516円というところでワーキングプアを容認していることとなる。 現在、全国的最賃との格差、東京との格差はマイナス220円、東北隣県では宮城との格差はマイナス32円、青森・秋田との格差はマイナス1円と岩手は東北で最下位、北三県でも最下位ということから、他県への若者層の流出が懸念される。	出席状況	公益	3 / 3
		労側	3 / 3
		使側	3 / 3

未だに岩手においては、中小・小規模事業者が多く、発注元の大企業や元請企業といった上部企業による低価格受注の押し付けなどが続いており、生産性向上とはほぼ遠く、適正な取引となっていない実態がある。経済の好循環を生むためには、国内の労働者の最低賃金近傍で働く方々の底上げが必要であり、即ち最低賃金を早期に1,000円を目指すことが一番の近道と捉えている。

労働者側としては、3月25日に第19回岩手県議会定例会本会議において、早期に1,000円以上を目指した引上げを行うこと等とする令和4年度最低賃金改正に関する意見書が採択され、岩手労働局長と当審議会会長あて提出されていることを踏まえ、岩手の経済の好循環を生み出す原動力として最低賃金近傍で働く労働者の生活水準の維持向上と物価高騰に耐えうる最低賃金の引上げが必要と考える。

東北6県及び北3県の最下位からの脱出、最低賃金近傍で働く全ての労働者の生活水準の維持向上と物価高騰にも耐えうるため、最低賃金の引上げを早期に1,000円以上となるよう真摯な議論をお願いする。

<使用者側>

本県における中小企業・小規模事業者の実態は、令和3年経済センサス令和4年7月岩手県発表の従業者・規模別従業者数等々の資料によると、県内の事業者数で300人未満の事業者は99.9%、そこで働く従業者の数は、91.8%である。

県内の経済を支える企業の実態は、事業者のほとんどが中小企業・小規模事業者であり、92%の従業者がそういったところで働いている。

そうした中、中小企業・小規模事業者の経営を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融政策や天然ガス、石油等のエネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を岩手でも大きく受けており、ここ数週間における新型コロナウイルス感染症の第7波の影響も加わり、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者においては、先行きへの不安、懸念が一層高まり予断を許さない状況である。

事業存続や雇用維持のための各種支援策を受けながら、辛うじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことはあってはならず、事業の存続と雇用の維持を最優先に考えるべきである。

最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮すべきものではあるが、事業の存続と雇用の維持が最大の課題であることから、特にコロナ禍の中、雇用維持しながら必死に経営を続けてきた企業の通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議する必要があると考える。

県内中小企業の中には、賃上げの意思はあるものの企業間取引B to Bや企業消費者間取引B to Cによる価格転嫁できるか否かによって賃上げの可否が大きく左右される。

製造業の中には、大手企業と下請企業との間で、原材料等の価格転嫁が一定進んでいるものの労務費、エネルギーコスト等の上昇分は、これからの調整であると声を出している経営者もいる。

企業物価指数も高騰を続け消費者物価指数を遥かに上回る現状にあり、価格の転嫁が進んでいないことと下請企業が多いこととともに、最近の新型コロナウイルス感染症第7波による急激な感染者の増加といった不安定要素も相まって、県内中小企業・小規模事業者は例年以上に今回の審議を注目している。

よって、これまでのように最低賃金の審議においては、県内の経済活動を支える中小企業・小規模事業者の実情を勘案する必要があり、需要がコロナ禍前までに回復しない企業も多く、近年続いている大幅な引上げには慎重な姿勢で臨むとともに、金額については各種調査結果や指標、データに基づいた根拠を有した慎重な審議を求める。

6 その他

専門部会の「審議結果報告」の内容確認をすることが部会長に一任された。

次回開催日

会議名 令和4年度岩手地方最低賃金審議会第2回岩手県最低賃金専門部会
日時 8月19日 午前10時00分
場所 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室

その他

特記事項なし。